



思いやりを大切に!

横断歩道での事故

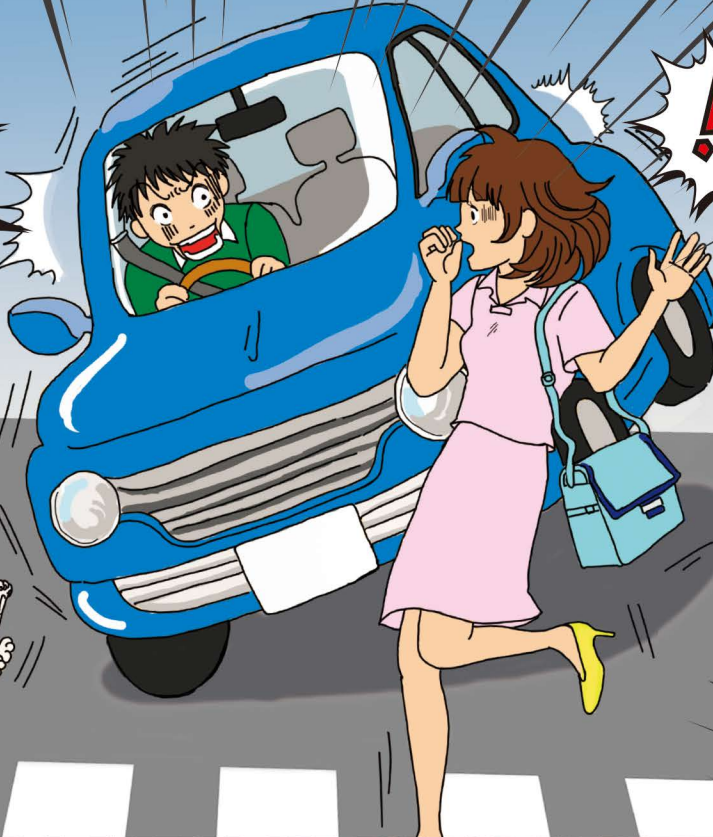
横断歩道では、車ではなく**歩行者が優先**となります。

多発!

信号機のない横断歩道等を横断しようとする歩行者がいても「車は止まらない」ことが当たり前になっていませんか?

BUT!

これは違反です!!



道路交通法第38条第1項

「ドライバーは、横断歩道を横断中または横断しようとする歩行者があるときは、横断歩道の直前で一時停止して、その通行を妨げてはいけません」

罰則

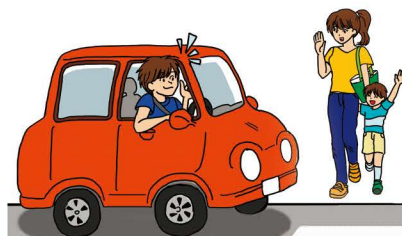
3月以下の懲役または5万円以下の罰金
(過失犯は10万円以下の罰金)



歩行者の皆さんへ

信号機のない横断歩道等を渡ろうとするときは、必ず安全確認と「私、渡ります」といった意思表示を心がけましょう!

ドライバーからは、横断歩道にいる人を見かけても「渡りたいのか、ただ単に誰かを待っているのか分からない」ことがあるようです。



意思表示は大切!

》歩行者・ドライバー双方の意思表示が安全の鍵となります!《

滋賀県警察

! 横断歩道上での交通事故の特徴 !

💡 ドライバーから見て歩行者が横断歩道や道路を右から左に横断中に事故は多い。

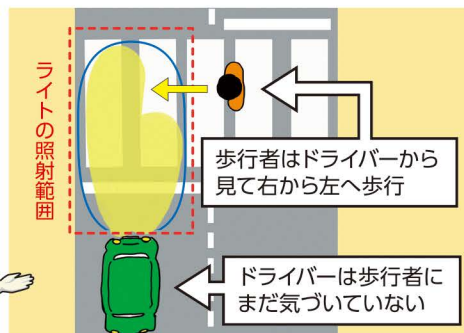
⇒ドライバーは、道路中央にも注意する。

歩行者は、横断歩道を横断中、左方向の安全確認をする。

💡 夜間は特に注意(ライトの構造上、右方向は下を向いているため、右から左へ渡る人の発見が遅れる。)

⇒ドライバーは、夜間走行する際は「こまめにライトを

切り替える「ハイビーム切り替え運動」に努める。



横断歩道利用者ファースト運動

を推進
しています。

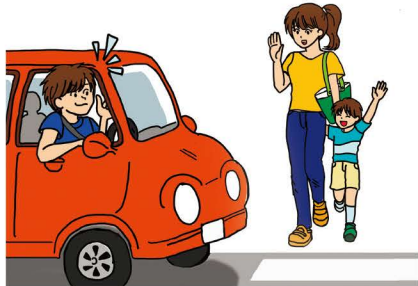
「横断歩道利用者ファースト運動」とは…



ドライバーと歩行者が横断歩道上での交通事故防止に向けた**コミュニケーション**をとる事で、**信号機のない横断歩道**における歩行者の安全確保と交通事故防止を図るものです。

コミュニケーションとは…互いに「横断歩道をわたる意思表示」「道を譲る意思表示」を行い、相手にその意思を伝えることです。

例えば…



① 横断歩道利用者がドライバーに対する意思表示「今から渡りますよ(手を挙げるなど)」。



② ドライバーは停止後、横断歩行者へ意思表示(「お先にどうぞ(手で道を譲る合図)」)。



③ 歩行者は、可能な限りドライバーへ「ありがとう・お先に失礼します(お辞儀)」の意思表示。

道路を利用する全ての方は、「横断歩道を利用するとき」「車で通過するとき」に相手のことを気遣う『思いやりの心』が必要です。

〈道路を利用するみんなで、交通安全をつくりましょう。〉